

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県富岡土木事務所長 旗野 直広

2 入札に付する事項

入札公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部もしくは主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下「仕入先等」という。）となることは認められていません。応札製品については該当が無いことをご確認願います。

※別途、福島県出納局ホームページでの参加資格制限情報にご注意願います。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）に、「納入期限まで必ず納品する旨の確約書（様式任意）」及び関係書類（仕様書 別紙 1－4 第 2 条、第 6 条記載）を添付し、下記 5 の(1)に示す場所に提出し当該資格の確認の申請をすること。

※申請者の記名及び登録印があること。

5 入札書等の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 1 月 6 日（木）午後 5 時 福島県富岡土木事務所 総務課

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）午後 5 時 福島県富岡土木事務所 総務課

(3) 開札の日時及び場所

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）午前 1 0 時 福島県富岡合同庁舎 第 1 会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 5 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 の(2)に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書を郵送する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封し、条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写しを外封筒に同封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ [1 1 月 1 4 日開札「件名：令和 7 年度凍結抑制剤単価購入契約」の入札書在中]

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1 袋あたりの単価を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払

金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札方法については別途通知する。
再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効（ただし、下記 12 の(3)～(5)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県富岡土木事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式）により入札説明書、仕様に関して福島県富岡土木事務所総務課に、令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 4 時まで説明を求めることができる。
県は、福島県富岡土木事務所ホームページ「物品に関する一般競争入札公告」に掲載する方法により回答する。
- (2) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に提出しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 物品の種別毎に、提出された入札書の単価を比較し、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする事が出来る。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に100分の110を乗じて得た額に、さらに予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印（（3）の電子契約による場合は記名のみ）し、落札決定の日から10日以内までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印（（3）の電子契約による場合は記名のみ）したときに確定するものとする。
- (3) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、福島県富岡土木事務所総務課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）
なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。
（電子契約サービスのページ/

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

(4) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

16 契約条項は、契約書及び財務規則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4） 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5） 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6） 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7） 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （8） 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （9） 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （10） 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （11） 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （12） 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第

1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 5 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第 5 号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県富岡土木事務所長 簗野 直広 様

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

電話番号 (— —)
ファクシミリ ()

案件名	令和 7 年度凍結抑制剤単価購入契約			
	凍結抑制剤 A	(塩化ナトリウム、 1t/袋)	予定数量	527 袋
	凍結抑制剤 B	(塩化ナトリウム、 25kg/袋)	予定数量	347 袋
	凍結抑制剤 C	(塩化カルシウム、 25kg/袋)	予定数量	2, 570 袋
質 問 事 項				

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

様

福島県富岡土木事務所長 旗野 直広

案件名	令和 7 年度凍結抑制剤単価購入契約		
	凍結抑制剤 A (塩化ナトリウム、 1t/袋)	予定数量	527 袋
	凍結抑制剤 B (塩化ナトリウム、 25kg/袋)	予定数量	347 袋
	凍結抑制剤 C (塩化カルシウム、 25kg/袋)	予定数量	2, 570 袋
質 問 事 項			
回 答 事 項			

第3号様式

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県富岡土木事務所長 旗野 直広 様

(〒 -)
住 所
(ふりがな)
商号又は名称 印
代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (- -)
(作成担当者職・氏名)

令和7年10月28日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等については下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 令和7年度凍結抑制剤単価購入契約
入札参加を希望する品目の「入札参加希望」欄には○を、希望しない品目には×を記載すること。

品名	規格	予定数量	入札参加希望
凍結抑制剤A	塩化ナトリウム1t/袋	527袋	
凍結抑制剤B	塩化ナトリウム25kg/袋	347袋	
凍結抑制剤C	塩化カルシウム25kg/袋	2,570袋	

- 2 物品購入（修繕）競争入札参加資格者登録について
(1) 登録番号 ()
(2) 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 物品購入（修繕）競争入札参加資格者にかかる参加資格制限の有無について
有 ・ 無
- 4 本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある事務所）
(申請人が県内の者である場合は、記載不要。)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県富岡土木事務所長 簗野 直広 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	令和 7 年度凍結抑制剤単価購入契約 凍結抑制剤 A (塩化ナトリウム、 1t/袋) 予定数量 527 袋 凍結抑制剤 B (塩化ナトリウム、 25kg/袋) 予定数量 347 袋 凍結抑制剤 C (塩化カルシウム、 25kg/袋) 予定数量 2,570 袋		
本公告に係る 入札参加資格 の 有 無	有		
	無		
	入札参加資格が ないと認めた 理 由		

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- ※ 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者が入札参加資格を確認するために必要ですので、写しを入札書の提出期限までに、必ず郵送してください。

第5号様式

入 札 書 (見 積 書)

品目・規格	税 抜 き 単 価						
	百	拾	万	千	百	拾	円
凍結抑制剤 A 塩化ナトリウム 1 t/袋							
凍結抑制剤 B 塩化ナトリウム 2 5 k g /袋							
凍結抑制剤 C 塩化カルシウム 2 5 k g /袋							

品 名 令和7年度凍結抑制剤単価購入契約
納入場所 発注者の指示による
契約期間 契約の日～令和8年3月31日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

福島県富岡土木事務所長 旗野 直広 様

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）
2 1袋あたりの単価（消費税を除く）を記入すること。
3 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
4 該当しない（入札参加を希望しない）単価欄には斜線を引くこと。
5 再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。
6 代表者の押印を省略する場合にのみ、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

単価購入契約書（案）

品名	規格・品質	単位	予定数量
凍結抑制剤 ()	塩化 (ナトリウム/ カルシウム)	k g (t) /袋	

契 約 単 価 ￥ 円 ※契約単価に消費税及び地方消費税は含まない。

契 約 期 間 契約の日～令和8年3月31日

納入場所及び納入方法 別紙のとおり

契 約 保 証 金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」と、受注者「 」は次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 受注者は、発注者が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 受注者は、発注者の指定にした場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 発注者は、納入の通知を受けた日から10日以内に受注者に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

2 発注者は必要に応じて随時規格品質等の検査を行うものとする。

3 前項の検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 発注者が検査の結果不合格と認めた物品については、受注者は、自己の費用をもって引取りかつ、納入期限内又は発注者の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品の検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、発注者が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、受注者から発注者に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 受注者は、物品を引き渡した後 1 年間受注者の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質改良、数量不足、変質その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、受注者は代品の納入、契約不適合に関する補修若しくは代金の減額いずれか、又は、代品の納入若しくは契約不適合に関する補修及び代金の減額につき発注者から請求があるときは、これ応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、受注者は、その事由を付した書面をもって、発注者に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を受注者との間に結ぶものとし、受注者は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第8条 天災地変、不可抗力その他受注者の責めに帰することができない事由により、期限内（分納の期限を定めたときは、その期限内まで）に物品を納入することができないときは、受注者は発注者に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、発注者は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（代金の支払）

第9条 受注者は各毎月の納品数量について、納品書及び支払請求書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。
- 3 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の110（10%は消費税及び地方消費税の額）を乗じて得た金額（円未満切り捨て）とする。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 受注者が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 受注者が解除を申し出たとき。
- 四 受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 受注者が第13条の規定に違反したとき。
- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 七 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ニ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約単価又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 発注者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。
- （権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）

第 16 条 この契約の予定数量を超えて購入する場合、又は満たない場合であってもこの契約期間中は、同一単価を以て処理するものとする。

（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者、受注者協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則
(昭和 22 年内務省令第 29 号) 第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁
的記録を保有する。

令和 7 年 月 日

住 所 福島県双葉郡富岡町小浜 553 番地 2

氏 名 福島県
福島県富岡土木事務所長 簗野 直広

住 所

氏 名